

311子ども甲状腺がん裁判記 11

白石 草 (ウェブメディア「OurPlanet-TV」代表)

10代から20代の若者7人が東京電力を提訴した裁判の様子を追います。

大詰めを迎えている「311子ども甲状腺がん裁判」。裁判所が3月の進行協議で突如、9月11日の第11回口頭弁論で主な主張を出し尽くすよう原告側に求めたことは、前々号で触れた通りだ。原告は半年以内に、言いたいことをすべて言い尽さなければならないというわけだ。

大きな宿題を与えられた弁護団はこの夏休み、てんやわんやだった。結果、提出した書面は15本。すべてを合わせると、準備書面だけでも300ページを超える。

因果関係に関する書面が大半の中で、1本だけ全く毛色の異なる書面が提出された。

「原子力損害賠償法(以下、「原賠法」という)の立法趣旨について解説したものだ。

原賠法は1961(昭和36)年に成立した法律である。原発事故などで原子力損害が生じた場合の損害賠償に関する制度を定めたもので、この裁判の原告も当然、この法律に基づいて東京電力に損害賠償を求めている。法の目的は2つあり、1つは原子力事業の健全な発達、そしてもう1つは被害者の保護だ。

法律が検討された当時、ビキニ水爆実験の影響などによって、日本国内で核に対する世論は厳しいものだった。当然、放射能被害について敏感で、電力会社でさえ原発に消極的だった。そこで、国を挙げて原子力を推進



口頭弁論のあと記者会見をする原告弁護団。

するために被害者の救済が欠かせないとの発想から、この法律が検討された。

このため、早期に被害者が救済されるよう、過失が明確でなくても責任を負う「無過失責任」をはじめ、同法は通常の民法とは異なる仕掛けがなされている。にもかかわらず、被害者が原子力災害の被害者なのか?という「因果関係」の立証については、何も定められていない。

書面は、同法の成立過程において、「誰一人泣き寝入りさせない」との合言葉で被害者保護を謳っていたことを紹介した上で、原告が過度な立証の負担を課せられることなく、速やかかつ十分に賠償を受けられるべきであると訴えている。

いよいよ「書面対決」もあと9ヵ月。来年の6月からは「証人尋問」に突入する。

7人の若者のダイアリー

みつき (25歳女性・写真も)

ネイル学校に通い始めました。それまでは意欲がなくダラダラと過ごしていて、何かしなきゃと焦る日々でした。そんな中、SNSでネイル学校の広告を見て、学びたいと意欲が湧いてきました。そこからは早いもので、あっという間に入学していました(笑)。



ネイル検定合格は友達の協力のおかげ。

学校は埼玉にあり、最初は福島から通おうと考えていました。でも周りから反対され引越すことに。運良く気に入ったお部屋も見つかり、ほとんど拍子で引越しし、今は埼玉で暮っています。

7月には初のネイル検定があり、友達に何度も練習させてもらいました。本番は別の友達に来てもらいました。2人の友達に感謝です。その甲斐あって3級は無事合格! 次は2級です!

ヨガとプールにも通い始めました。初めてのヨガにドキドキしましたが、優しい先生でよかったです。プールも息継ぎの仕方を忘れていて、最初は25メートルも泳げませんでした。でも通ううちに、50メートルくらいは余裕で泳げるように! ヨガとプールの後は筋肉痛と闘っていますが、これからも続けたと思っています。

